府令・省令

○内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十八号）の施行に伴い、内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年八月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令

内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十七年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第七号）の一部を次のように改正する。

題名中「第三十四条」を「第三十五条」に改める。

附　則

この命令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年八月三十一日）から施行する。